

施 設 管 理 規 程

社会福祉法人 釧路創生会

社会福祉法人釧路創生会施設管理規程

第1章 総 則

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人釧路創生会が老人福祉法（以下「法」という。）に基づいて設置する軽費老人ホーム（ケアハウス）ケアハウスよねまちの効果的運営と入所に対する適切な処遇を確保するため、施設の目的及び運営方針、職員の定数、区分及び職務内容、入所者に対する処遇方法、入所者の守るべき規律及びその施設の管理についての重要事項を定めることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、入所者に対し適切な処遇を行い、健康で明るく生きがいのある生活ができるよう運営することを目的とする。

(収容人員)

第3条 施設の定員は次のとおりとする。

(1) ケアハウスよねまち 50名

第2章 職員の定数、区分及び職務内容

(職員の区分と定数)

第4条 施設に次の職員を置く。但し、必要に応じて定数を超えた職員及び臨時職員嘱託職員を置くことができる。

(1) 施設長	1名
(2) 生活相談員	1名
(3) 寮 母	2名
(4) 栄養士（兼事務員）	1名

(職務内容)

第5条 前条に掲げる職種の業務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長

- ア. 理事会の決定する方針に従い施設の運営管理を総括すること。
- イ. 建物・備品の保全管理

- ウ．経理事務
- エ．物品の調達、受払い
- オ．文書の収発、整理
- カ．その他庶務に関する事

(2) 生活相談員

- ア．生活指導と機能回復訓練
- イ．教養娯楽等行事の計画、実施
- ウ．個人別処遇の調整と指導
- エ．入所、退所事務
- オ．その他入所者の処遇に関する事

(3) 寮母

- ア．老弱者の介護
- イ．日常生活の指導
- ウ．被服、寝具、日用品の管理
- エ．居室、浴室、洗濯室の管理
- オ．その他入居者の介助に関する事

(4) 栄養士

- ア．入居者の栄養管理に関する事
- イ．給食業務に関する事
- ウ．経理事務
- エ．物品の調達、受払い
- オ．文書の収発、整理
- カ．その他庶務に関する事

(職員の心得)

第6条 職員は施設の目的、運営方針及び社会福祉施設の公共性に即しその職務の行に努力するほか、特に入所者に対しては無差別平等を旨とし、常に深い理解と愛情をもって接遇し、職員相互の融和と協力を図り、もって処遇の充実向上に努めなければならない。

第3章 入所及び退所

(入所)

第7条 施設に入所しようとする者は、利用申込書(様式1)に収入及び資産状況調書(様式2)、健康診断書(様式3)、住民票を添付して申請し、許可を受け

た後、施設長との契約により入所する。

2 施設長は、施設の定員の関係から入所の余力がない場合、又は、次の各号の一に該当する場合は入居を許可しないことができる。

- (1) 現に疾病にかかり、共同生活が困難と認められるとき
- (2) 伝染病の疾患があると認められるとき
- (3) 精神に障害があると認められるとき

3 施設長は、新たに入所したものに対しては次の措置を講じなければならない。

- (1) 施設の目的、運営方針及び入所中に必要な事項を説明すること
- (2) 入所者台帳を作成すること
- (3) 入所者の心身の健康状態等を考慮し、個別の処遇方針を定めること

(通知)

第8条 施設長は、前条第1項による入所の可否を申請者に通知するものとする。

(入所者の提出書類)

第9条 入所を許可された者及びその扶養義務者は、入所するとき、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書及び身元引受書（様式4、5）
- (2) 転出証明書
- (3) 健康保険証
- (4) その他施設長が必要と認める書類

(退所)

第10条 施設長は、入所者が次の各号の一に該当するときは、身元引受人と協議の上、退所させることができる。

- (1) 国の定める軽費老人ホーム設置要綱第四の1の(1)の入所基準の範囲をこえたとき
- (2) 入所者が第5章の入所者の規律を守らないとき
- (3) 正当な理由なく利用料を滞納したとき
- (4) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められるとき
- (5) 前各号のほか、施設での生活が不適當と認められるとき

(身元引受人への連絡)

第11条 施設長は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは速やかにその旨を身元引受人に通知しなければならない。

- (1) 入所者が死亡したとき
- (2) 入所者が施設に入所していて治療することのできない疾病又は障害にかかったとき

第4章 入所者の処遇

(処遇の基本原則)

第12条 入所者の処遇については、医学、心理学等に基づき、生活指導、健康管理、給食、レクリエーションなど必要事項についての基本方針並びに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の健康状態等を考慮し、個別の処遇方針を定め、指導（ケース）会議などを行い、快適で安らかな生活を過ごさせるよう処遇しなければならない。

(生活指導)

第13条 施設職員は入所者に対し敬愛の念をもって接し、秩序ある集団生活が営まれるよう指導助言しなければならない。

- 2 入所者に対して生活の向上のための指導を受ける機会を与えなければならない。
- 3 入所者に対し身体的及び精神的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するために訓練に参加する機会を与えなければならない。
- 4 入所者の処遇に関する具体的措置を決定し、その円滑な実現を図るため必要な時期に関係職員を構成員とする指導会議を開かなければならない。

(給食)

第14条 給食は、食品の種類及び調理方法について、入所者の身体的特性に適合した栄養素が確保されるよう考慮して行うとともに、入所者の身体状況及び嗜好を考慮した献立により実施する。

- 2 週間予定献立表を作成し、これを食堂に掲示する。
- 3 給食業務に従事する職員（生活訓練として給食業務に従事させる入所者を含む。）は、特に身の清潔に努め、月1回以上検便を受ける。
- 4 施設長始め、各職種の職員が交代で検食を毎食毎に行い、これを記録する。
- 5 調理室、食品貯蔵庫、給食専用便所等は、関係者以外の立ち入りを規制し、特に清潔、安全に保持するように管理する。
- 6 給食時間は、朝食は8時、昼食は12時、夕食は17時からとする。

(保健衛生)

第 15 条 入所者の保健衛生、健康管理の維持向上を図るため、次の各号に掲げることを実施しなければならない。

- (1) 入所者の入所時のほか、必要に応じ健康診断を行う。
- (2) 健康に異常を認めたとき、又は申し出があったときは、速やかに医師の診断を受けさせ、治療させる。(その費用は個人負担)
- (3) 施設の内外を常に清潔に保つとともに、毎年 1 回以上大掃除をおこなう。
- (4) 入浴は隔日以上とし、入所者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

(自治活動)

第 16 条 施設長は、入所者が自主的に行う自治活動については、施設の運営管理に支障がないと認められる限りこれを認め、務めて便宜を提供する。

(環境清掃活動)

第 17 条 施設長は、入所者の健康状態等から適当と認め、かつ本人が希望又は同意するときは、居室外の環境清掃等を行わせることができる。

- 2 前項の活動は、関係職員の作業の軽減を図るため行わせてはならない。

第 5 章 入所者の規律

(規律)

第 18 条 入所者等は次の事項を守らなければならない。

- (1) 日常生活は、施設長が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう務めなければならない
- (2) 他人に迷惑をかけず、相互の融和をはかるよう努力すること。
- (3) 施設及び居しての清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力すること。
- (4) 建物や備品等を大切に扱うよう務めること。
- (5) 火災防止上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア. 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ. 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ. 火災防止上危険を感じたときは直ちに職員に通報すること。

- (6) 飲酒は、他の入所者に迷惑をかけない時間と場所等の範囲で行うこと。
- (7) その他特に施設長が定めたこと。

(面会)

第19条 入所者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を施設長に申し出なければならない。

- 2 自己の居室に外来者を宿泊させようとするときは、事前に施設長に届け出て承認を受けなければならない。

(外出・外泊)

第20条 入所者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出をした者が、届出内容を変更するときは、事前に申し出るとともに、施設に戻ったときは直ちに届け出しなければならない。

(健康保持)

第21条 入所者は、つとめて健康に留意し、特別の理由がない限り、施設で行う健康診断を受けなければならない。

(身上変更の届出)

第22条 入所者は身上に関する重要な事項に変更が生じたときは速やかに施設長又は生活指導員に届け出なければならない。

第6章 その他管理に必要な事項

(災害対策)

第23条 施設長は、災害防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、常に入所者の安全確保に務めなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第24条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第25条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（帳簿の整備）

- 第26条 施設長は、設備、職員、庶務、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整理しておかなければならない。
- (1) 管理に関する帳簿
- ア. 事業日誌
 - イ. 沿革に関する記録
 - ウ. 職員の勤務状況、給与に関する記録
 - エ. 条例、定款及び施設運営に必要な諸規程
 - オ. 重要な会議に関する記録
 - カ. 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
 - キ. 関係所管に対する報告書等の文書綴
- (2) 入所者に関する帳簿
- ア. 入所者名簿
 - イ. 入所者台帳（入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの）
 - ウ. 処遇日誌
 - エ. 献立その他給食に関する記録
 - オ. 入所者の健康管理に関する記録
- (3) 会計経理に関する帳簿

- ア．収支予算及び収支決算に関する帳簿
- イ．金銭の出納に関する帳簿
- ウ．債権債務に関する帳簿
- エ．物品受払いに関する帳簿
- オ．収入収支に関する帳簿
- カ．資産に関する帳簿
- キ．証拠書類

(教育研修)

第 27 条 社会福祉に従事する職員として、福祉に対する観念と事務及び技能の研修を図るため、必要と認められる研修を実施する。

(補則)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。